ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事
（電気設備工事）

図面目録

番号	図面名称	縮尺
E-00	表紙、図面目録	NS
E-01	電気設備　特記仕様書	NS
E-02	付近見取図・配置図	1／750
E-03	幹線設備１階平面図（改修）	1／100
E-04	新設倉庫平面詳細図	1／30
E-05	幹線設備１階平面図（撤去）	1／100
E-06	倉庫(1)(2)(3)詳細図（撤去）	1／30

発 注 者：春日市 経営企画部　経営企画課

設計監理：株式会社手島建築設計事務所

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116 号
野田 康広

工事名称	ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事（電気設備工事）		図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
			E／00	意・構・電・設	令和８年　月　日				
図名	表紙・図面目次	縮尺 A1:N/S A3:N/S	株式会社手島建築設計事務所	１級建築士事務所登録－福岡県知事登録第１－1499 号 １級建築士登録大臣第0194 号　手島　誠				

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工 事 名 称　ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事（電気設備工事）

Ⅱ. 工 事 概 要

1. 工 事 場 所　福岡県春日市大谷６丁目２８番地

2. 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積（㎡）	防火対象物の種別	備 考
ふれあい文化センター旧館	ＲＣ造	地下１階・地上３階	*，***．**	16項（イ）	

3. 工 事 種 目　（ ○印を付けたものを適用する ）

工事種目 ＼ 建物別	工事種別 ふれあい文化センター旧館			屋 外	備 考
⊙電 灯 設 備	改修 一式	一式	一式		
・動 力 設 備	一式	一式	一式		
・電気自動車用充電設備	一式	一式	一式		
・雷 保 護 設 備	一式	一式	一式		
・受 変 電 設 備	一式	一式	一式		
・電 力 貯 蔵 設 備	一式	一式	一式		
・発 電 設 備	一式	一式	一式		
・構内情報通信網設備	一式	一式	一式		
・構 内 交 換 設 備	一式	一式	一式		
・情 報 表 示 設 備	一式	一式	一式		
・映像・音響設備	一式	一式	一式		
・拡 声 設 備	一式	一式	一式		
・誘 導 支 援 設 備	一式	一式	一式		
・テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	一式	一式	一式		
・監 視 カ メ ラ 設 備	一式	一式	一式		
・防犯・入退室管理設備	一式	一式	一式		
・火 災 報 知 設 備	一式	一式	一式		
・中 央 監 視 制 御 設 備	一式	一式	一式		
・遠 隔 量 水 器 設 備	一式	一式	一式		
・	一式	一式	一式		
・	一式	一式	一式		
・構 内 配 電 線 路	一式	一式	一式	一式	
・構 内 通 信 線 路	一式	一式	一式	一式	
・	一式	一式	一式		

Ⅲ. 工 事 仕 様

1 適用仕様等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。

（１）「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（２）「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（３）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（４）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（５）「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（６）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（７）「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）」　国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、県担当者と協議すること。

2 補足基準等

適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。

（１）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
（２）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
（３）「建築工事標準詳細図（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（４）「電気設備工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（５）「機械設備工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（６）「建築工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（７）「建築改修工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（８）「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」　独立行政法人　建築研究所監修
（９）「建築工事安全施工技術指針・同解説」　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（10）「建設廃棄物処理指針」　厚生労働省生活衛生局
（11）「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課
（12）「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」　環境省環境再生・資源循環局
（13）「建築工事の手引き」　福岡県建築都市部編集

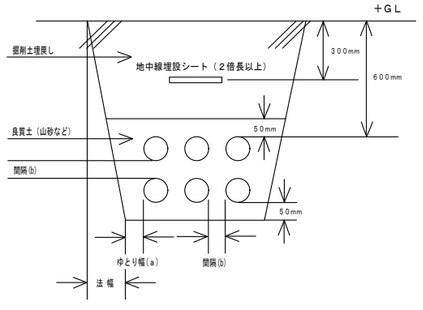
年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、県担当者と協議すること。

3 特 記 仕 様

（１）該当する項目のみ適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1. 機　材	この工事に使用する機材は、監督職員の承諾を受ける。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。
2. 電 気 工 作 物	・一般用電気工作物　　⊙事業用電気工作物
3. 電 気 保 安 技 術 者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。
4. 工事に必要な資格（建設業法に関することを除く）	この工事に必要な資格（電気工事士等）を有する者を従事させること。
5. 官公庁その他への手続き	この工事に必要な官公署その他の関係機関への諸手続等は、これに必要な資機材、労務、及び費用を受注者の負担にて速やかにおこない、その検査に合格すること。
6. 監督員事務所	⊙設けない　　・設ける（備品については監督員の指示による。）
7. 工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力（仮設電力及び試運転調整用電力等を含む）・水及び諸手続等の費用は、すべて受注者の負担とする。
8. 総合仮設計画	・ 要する　　⊙ 要しない
9. 足場 ・ 構台	⊙ 他工事　　・ 本工事
10. 仮囲い等危険防止措置	⊙ 他工事　　・ 本工事
11. 工事表示板等	監督員の指示及び工事の手引きによる。
12. 工事車両の出入り口	工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること 交通誘導員は適宜配置する。
13. 残 土 処 分	・ 構内指示の場所に敷均し　　・ 構内指示の場所に堆積　　・ 構外搬出適切処理
14. 他工事との取合い	・ 施工区分表による　　⊙ 図中記載による
15. 再 使 用 機 器	取外し再使用機器は、原則として清掃並びに絶縁抵抗測定を取外し前後で行った後、取り付けること。 但し、絶縁劣化等再使用に耐えない場合は、監督職員に報告すること。
16. 耐 震 施 工	設備機器の固定は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（２０１４年版）によるものとする。 （１）設計用標準震度（Ks） 機器毎の耐震安全性の分類及び設置場所により以下表より求める。 （ ）書きの数値は防振支持の機器の場合に適用する。 （２）耐震安全性の分類　　（・特定の施設　　⊙一般の施設） （３）地域係数（Z）　　地域係数（Z）は、1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
地階及び１階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

17. 合成樹脂製可とう電線管	・ 環境対応型合成樹脂製可とう管（ＰＦ管）の一重管とする。 打込配管として使用する場合、原則として呼び径を22までとする。 また鉄筋等への結束や配管の支持を行う場合は、樹脂被覆を施したバインド線を用いること。
18. プレートの材質	⊙金属製（防水形配線器具を除く）　　・ 樹脂製
19. 露出配管等の塗装	屋内においては特記がなければ、F☆☆☆☆製品とし、屋外においても低VOC塗料の使用に努めること。
20. 呼　び　線	長さ　１ｍ　以上の入線しない電線管には電線太さ　１．２ｍｍ　以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
21. 表　　示	スイッチ・コンセント及びプルボックスで用途の判別し難いものは、表示する。
22. 地中線埋設シート	地下埋設の線路には、標識シートを２倍長以上重ね合わせて布設するものとする。
23. 地 中 埋 設 標	電力用（矢指色：赤色）　　・ 樹脂製　　・ コンクリート製　　・ 鉄製 通信用（矢指色：黄色）　　・ 樹脂製　　・ コンクリート製　　・ 鉄製
24. 地 中 埋 設 配 管（ＧＬ－６００の場合）	 根切り深さが1.5m未満の場合は直堀工法とし、1.5m以上の場合には法付工法とする。 法付工法の法幅は、根切り深さに0.3を乗じたものとする。 床堀幅は、埋設管類などの外径（底面）の寸法にゆとり幅×2を加えたものとする。 ゆとり幅（ａ）及び埋設管相互の間隔（ｂ）は、下表を参照のこと。

ゆとり幅(a)	根切り深さ 1m未満	根切り深さ 1以上1.5m未満	根切り深さ 1.5m以上
地中電線管類	0．2m	0．4m	0．3m
地下埋設物	0．5m	0．5m	0．5m

埋設管の呼び径	間隔（b）（左右・上下）
50以下	50mm
150 〃	70mm
200 〃	100mm

25. 接　地　極	強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた離隔を考慮すること。 多条数設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS C 3653（附属書含む）」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。 また、電線相互の接近により誘導障害が生じるおそれがある場合は、多条数設は行わないこと。 接地極の材料は下表による。接地極の近くに接地９０以上×１４０以上×１．０ｔ以上（黄銅製・刻印）を設置すること。なお、接地棒 EB（１４）φ の長さは１．５００mm以上とし、１０φ・１４φは、Ｗ＝４０として差し支えない。

接 地 の 種 別	記　号	接地抵抗値	接　地　極　・注　記
共　　同	$E_{A\text{-}C\text{-}D}$	１０Ω以下	
共　　同	$E_{A\text{-}D}$	１０Ω以下	
Ａ　　種	E_A	１０Ω以下	
Ｂ　　種	E_B	１５０/１Ω以下	電気事業者へ確認
Ｃ　　種	E_C	１０Ω以下	
Ｄ　　種	E_D	１００Ω以下	ＥＬＣＢ共
雷 保 護 設 備	E_{LA}	１０Ω以下	
高 圧 避 雷 器	E_{LH}	１０Ω以下	
低 圧 避 雷 器	E_{LL}	１０Ω以下	
交 換 機 用	E_t	１０Ω以下	
本配線盤の保安装置	E_{At}	１０Ω以下	
電話引込口・アンテナ保安器	E_{Lt}	１００Ω以下	
拡 声 用 増 幅 器	E_{Dt}	１００Ω以下	
測　　定　　用	E_0	－	

避雷設備の接地抵抗値は、総合抵抗とする。

26. 構 内 交 換 設 備 工 事 範 囲	本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。 ・ 構内交換装置　　・ 電話機取付け ・ 配管配線まで本工事　　・ 配管のみ本工事　　・ 配線のみ本工事
27. 構内情報通信網設備 工 事 範 囲	本工事における構内情報通信網設備の工事範囲は、以下のとおりとする。 ・ 機器取付調整　　・ 配管配線まで本工事　　・ 配管配線まで本工事 ・ 配管のみ本工事
28. LANケーブルの種類・色	・ 幹線ＬＡＮ（ＣＡＴ６Ａ）：赤色　・認証ネットワーク：指定なし　・その他：指定なし
29. ガス漏れ警報装置 検　知　器	・ 液化石油ガス用　　・ 都市ガス用
30. 監視カメラ設備 工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・機器取付調整、配管配線まで本工事
31. 防犯設備工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・ 機器取付調整、配管配線まで本工事
32. 入退室管理設備 工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・機器取付調整、配管配線まで本工事
33. 躯体貫通場所	躯体貫通箇所においては探査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。
34. 発電機回路コンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。 プレート色は監督員の指示による。
35. マンホール ハンドホール蓋	蓋中央部に県章を刻印すること。また、用途別に「高圧」「電気」「弱電」の刻印をすること。
36. プルボックス	屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。
37. 撤去後の補修	機器類の撤去後の取付ボルト孔、変色等は監督員指示により補修を行う。
38. 屋外の支持金物	屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛メッキ仕上げ又はステンレス鋼製とする。

39. 建設副産物の処理について	資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所を設置し集積すること。 また、「再生資源の利用の促進に関する法律」・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報告書」（共に添付書類を含む）を提出すること。 有価物（スクラップ）については受注者責任の元、適切に処分を行うこと。処分を行った場合は、マニフェストと別に、有価物としての処分量が確認できる伝票等を添付すること。

指定副産物（原則として、再資源化施設へ持込むもの）	その他の副産物
が れ き 類 （コンクリート塊） （アスファルト コンクリート塊） 木　　く　　ず 建 設 発 生 土 汚　　泥	廃 プ ラ ス チ ッ ク ガラス・陶磁器くず 廃 石 こ う ボ ー ド 金　属　く　ず 繊　維　く　ず

特別管理産業廃棄物

・廃　石　綿　等
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課
「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」　環境省環境再生・資源循環局に従い、収集・運搬・処分を行うこと。

・廃　Ｐ　Ｃ　Ｂ　等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書を作成し届出を行うこと。また廃ＰＣＢについては、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※ 参考受入場所は、現場説明書による。

建設副産物の処理内容

処　理　内　容	備　考
現場内における分別	
現場内分別保管場所の設置	
現場内分別保管場所までの運搬	
分別保管場所からの積込み・運搬・処分	
「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要

40. 参 考 取 付 高 さ	建築工事の手引き（電気設備工事編）による。
41. そ　の　他	⊙ 廃蛍光灯および廃水銀灯は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。 ⊙ 停電を伴う工事は、施設管理者と事前協議を十分した上で実施すること。 ⊙ 施工の際は、分電盤対象回路を遮断すること。 ⊙ 建築足場等により、自動点滅器が影に入る場合は、必要に応じて仮設措置を行うこと。 ⊙ 本工事は、週休2日促進工事対象である。（詳細は現場説明書による。） ・ 入札時積算数量書活用方式対象工事である。 ・ 余裕期間制度対象工事である。 ・ 情報共有システム対象工事である。 ・ 快適トイレ対象工事である。

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康広

工事名称	（仮称）地域共生交流施設整備工事（電気工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図　名	電気設備工事特記仕様書	E／01	意・構・電・設	令和８年　月 日			
	縮尺 A1:N/S A3:N/S	株式会社手島建築設計事務所		１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第１ー11499 号 １級建築士登録大臣第6194 号　手島　誠			

ふれあい文化センター旧館

（仮称）地域共生交流施設

ふれあい文化センター新館

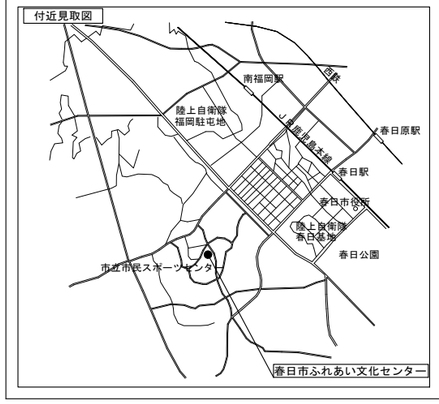
多目的グラウンド

スポーツセンター

プール

：工事場所を示す。

付近見取図

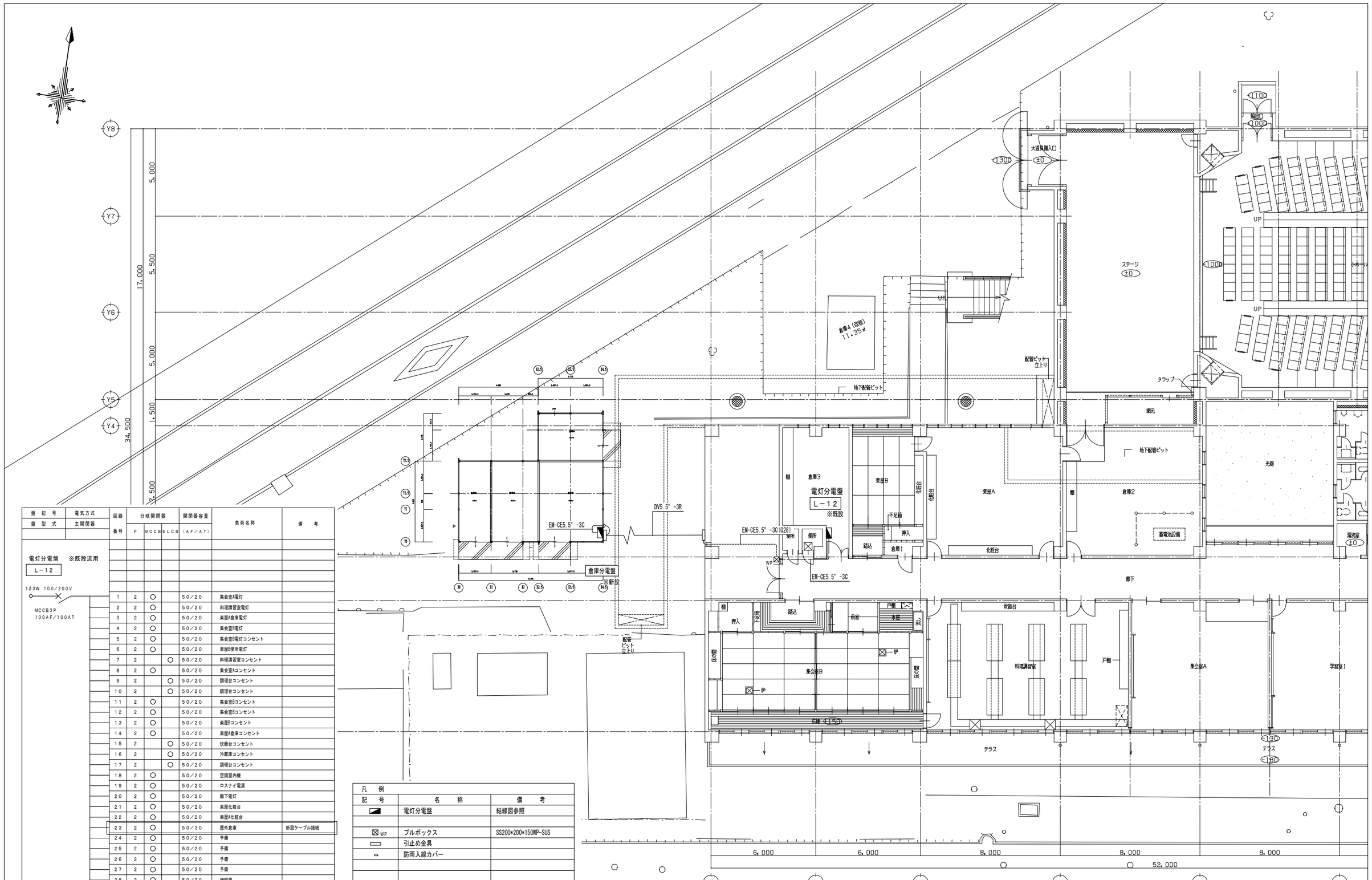


付近見取図・配置図

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

1級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事（電気設備工事）	図面番号		日付	照査	部長	担当	製図
		E／02	意・構・電・設	令和８年　月　日				
図名	付近見取図・配置図	縮尺 A1:1/750 A3:1/1500	株式会社手島建築設計事務所	1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第１－1149 号 1級建築士登録大臣第0194 号　手島　誠				



盤記号	電気方式
盤型式	主開閉器

電灯分電盤　※既設流用

L-12

1φ3W 100/200V

MCCB3P
100AF/100AT

◎ED ◎ELB

回路番号	分岐開閉器 P	MCCB	ELCB	開閉器容量 (AF/AT)	負荷名称	備考
1	2	○		50/20	集会室A電灯	
2	2	○		50/20	料理講習室電灯	
3	2	○		50/20	楽屋A倉庫電灯	
4	2	○		50/20	集会室B電灯	
5	2	○		50/20	集会室B電灯コンセント	
6	2	○		50/20	楽屋B便所電灯	
7	2		○	50/20	料理講習室コンセント	
8	2	○		50/20	集会室Aコンセント	
9	2		○	50/20	調理台コンセント	
10	2		○	50/20	調理台コンセント	
11	2	○		50/20	集会室Bコンセント	
12	2	○		50/20	集会室Bコンセント	
13	2	○		50/20	楽屋Bコンセント	
14	2	○		50/20	楽屋A倉庫コンセント	
15	2		○	50/20	炊飯台コンセント	
16	2		○	50/20	冷蔵庫コンセント	
17	2		○	50/20	調理台コンセント	
18	2	○		50/20	空調室内機	
19	2	○		50/20	ロスナイ電源	
20	2	○		50/20	廊下電灯	
21	2	○		50/20	楽屋化粧台	
22	2	○		50/20	楽屋A化粧台	
23	2	○		50/30	屋外倉庫	新設ケーブル接続
24	2	○		50/20	予備	
25	2	○		50/20	予備	
26	2	○		50/20	予備	
27	2	○		50/20	予備	
28	2	○		50/20	増幅器	

凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	結線図参照
⊠WP	プルボックス	SS200*200*150WP-SUS
	引止め金具	
	防雨入線カバー	

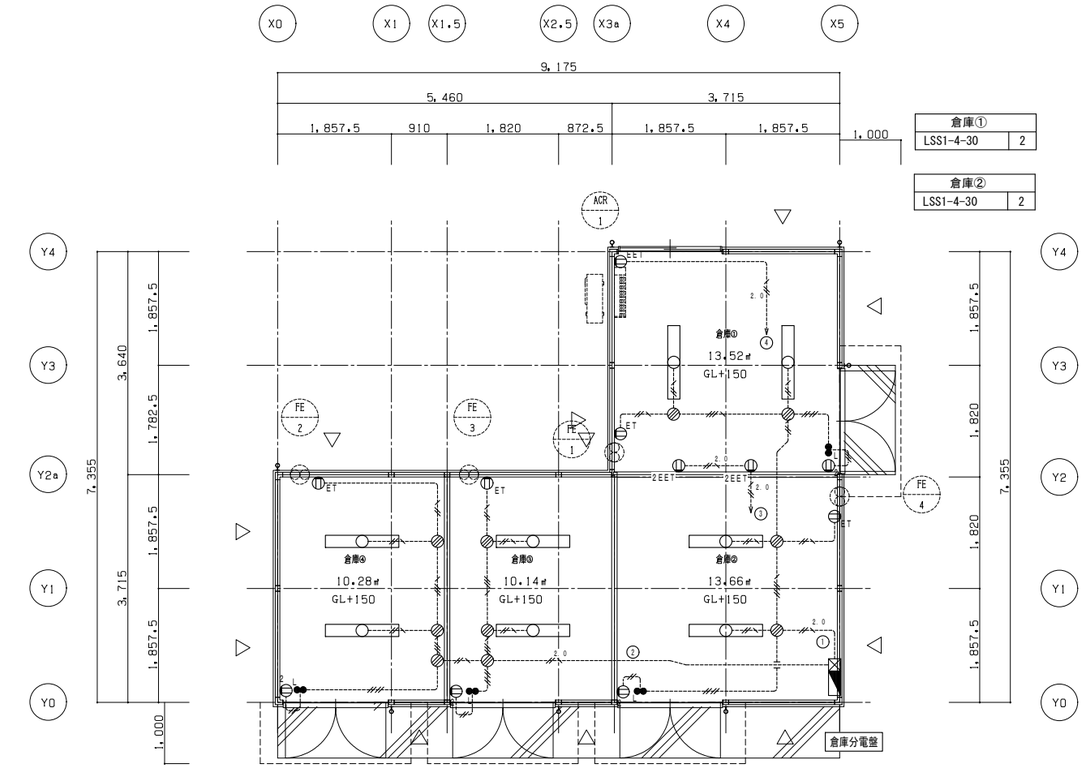
注記

1）二重天井内はケーブルころがし配線とし、引下げ部等は電線管で保護する
2）---------- 細破線機器、配線は既設流用とする
3）露出配管は指定色塗装を行う
4）打込み配管は既存流用とする

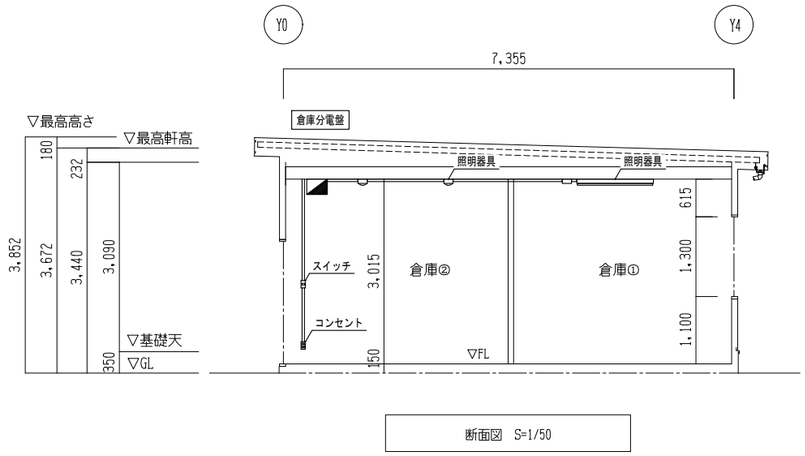
工事名称	ふれあい文化センター旧館既存避及改修工事（電気設備工事）	図面番号 E/03	意・構・電・設	日付 令和8年 月 日	照査	部長	担当	製図
図名	幹線設備　1階平面図(改修)	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	株式会社 手島建築設計事務所					

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
1級建築士登録大臣第350116号
野田　康広

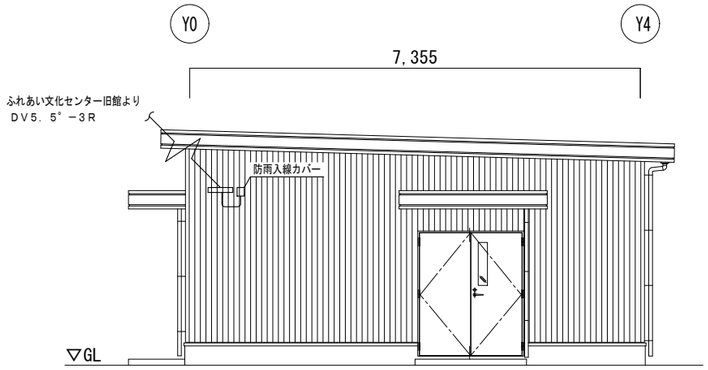
1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第1－11499号
1級建築士登録大臣第280194号　手島　誠



新設倉庫　平面図　S=1/50

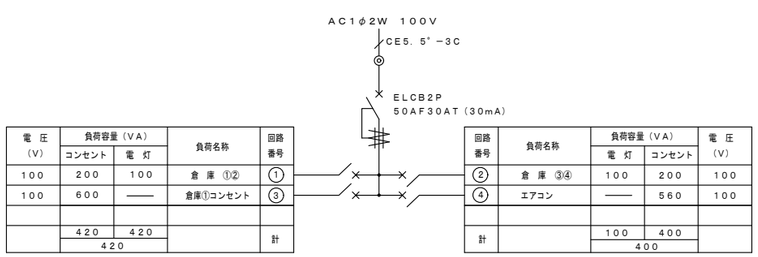


断面図　S=1/50



X5通　立面図　S=1/50

倉庫分電盤　結線図　　樹脂製屋内壁掛型



電圧(V)	負荷容量(VA) コンセント	負荷容量(VA) 電灯	負荷名称	回路番号
100	200	100	倉庫 ①②	①
100	600	——	倉庫①コンセント	③
	420	420		計
	420			

回路番号	負荷名称	負荷容量(VA) 電灯	負荷容量(VA) コンセント	電圧(V)
②	倉庫 ③④	100	200	100
④	エアコン	——	560	100
計		100	400	
		400		

合計(VA)	820	420（L）
		400（C）

1．凡　例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	結線図参照
	照明器具	姿図参照
●	埋込スイッチ	1P15A*1
$●_L$	埋込スイッチ	1P15A*1 PL付
$⊕_2$	埋込コンセント	2P15A*2
$⊕_{ET}$	埋込コンセント	2P15A*1 ET付
$⊕_{2EET}$	埋込コンセント	2P15A*2 EET付
⊘	丸型露出ボックス	(VE)
⊠	プルボックス	PB.200*200*150(VE)
----------	露出配管配線	

2．図中特記なき配管配線は下記とする。		保護管
----2.0----	EM-EEF2.0-3C(1Cアース)	(VE22)
----------	EM-EEF1.6-2C	(VE16)
-----------	EM-EEF1.6-3C	(VE16)
-----------	EM-EEF1.6-2C*2	(VE22)
-----------	EM-EEF1.6-2C+3C	(VE22)

3．注　記

1）二重天井内はケーブルころがし配線とし、引下げ部等は電線管で保護する

2）---------- 細破線機器、配線は既設流用とする

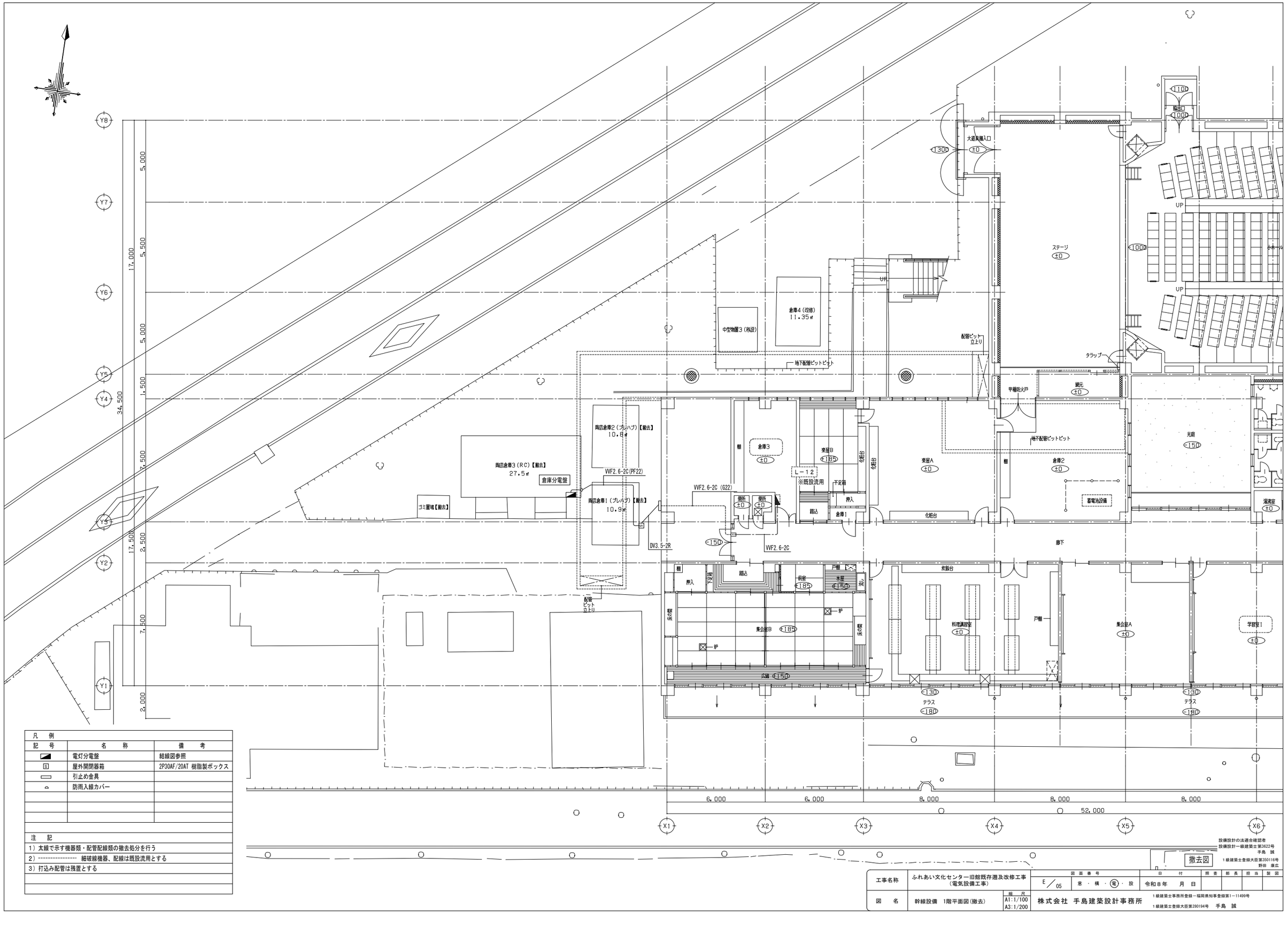
照明器具姿図

LSS1-4-30-LN	色温度5000K



設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
1級建築士登録大臣第350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事（電気設備工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	新設倉庫平面詳細図	E／04 意・構・㊙・設	令和8年　月　日				
	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	株式会社　手島建築設計事務所	1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第1－11499号 1級建築士登録大臣第280194号　手島　誠				



凡　例		
記　号	名　　称	備　　考
	電灯分電盤	結線図参照
S	屋外開閉器箱	2P30AF/20AT 樹脂製ボックス
	引止め金具	
	防雨入線カバー	

注　記
1）太線で示す機器類・配管配線類の撤去処分を行う
2）---------- 細破線機器、配線は既設流用とする
3）打込み配管は残置とする

撤去図

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
1級建築士登録大臣第350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター旧館既存避及改修工事（電気設備工事）	図面番号 E／05	意・構・設	日付 令和８年　月　日	照査	部長	担当	製図
図　名	幹線設備　1階平面図（撤去）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	株式会社　手島建築設計事務所					

1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第1－11499号
1級建築士登録大臣第280194号　手島　誠

粘土室	
露出FL40W2灯	2

木工室	
露出FL40W2灯	2

陶芸倉庫２	
露出FL40W2灯	1

陶芸倉庫１	
露出FL40W2灯	1

X1 X2 Y1 Y2

7,100
3,550 3,550
3,550
2,750
1,820
930
1,820
1,820
3,640
1,820
2.0
2.6

陶芸倉庫３（RC）【撤去】
陶芸倉庫２（プレハブ）【撤去】
陶芸倉庫１（プレハブ）【撤去】
粘土室
木工室
ゴミ置場【撤去】
棚
便所
棚
押入
踏込
床上

1．凡　例

記　号	名　　称	備　　考
◢	電灯分電盤	撤去
S	屋外開閉器箱	2P30AF20AT　樹脂製
○	照明器具	撤去
●	埋込スイッチ	1P15A*1
$\oplus_2$	埋込コンセント	2P15A*2
$\oplus_{EET}$	埋込コンセント	2P15A*1 ET付
⊘	丸型露出ボックス	(VE)
———	隠ぺい配管配線	
----------	露出配管配線	
2．図中特記なき配管配線は下記とする。		保護管
----//---- 2.0	VVF2.0-3C	(VE22)
----//----	VVF1.6-2C	(VE16)
---//--- ---//---	VVF1.6-3C	(VE16)
----//---- 2.6	VVF2.6-2C	(VE22)
3．注　記		
1）太線で示す機器類・配管配線類の撤去処分を行う		
2）---------- 細破線機器、配線は既設流用とする		
3）打込み配管は残置とする		

倉庫分電盤　結線図　　樹脂製屋内壁掛型　　※撤去

AC1φ2W　100V

ELCB2P
30AF30AT（30mA）

回路番号	負荷名称	負荷容量（VA） 電灯	負荷容量（VA） コンセント	電圧（V）
①	照明コンセント	100	200	100
②	エアコン	——	500	100
計		100	700	
		800		

SB2P30AF20ATx2

◎ET

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
撤去図
1級建築士登録大臣第350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター旧館既存遡及改修工事（電気設備工事）	図面番号 E／06	意・構・電・設	日付 令和８年　月　日	照査	郎長	担当	製図
図　名	倉庫(1)(2)(3)平面図(撤去)	縮尺 A1:1/30 A3:1/60	株式会社　手島建築設計事務所	1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第1－11499号 1級建築士登録大臣第280194号　手島　誠				